

教義指第517号
令和3年7月9日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

7月12日以降の市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和3年7月11日までを期限として延長されていた「まん延防止等重点措置」が、8月22日までさらに延長されることとなりました。

市町村教育委員会におかれましては、まん延防止等重点措置の対象区域に関わらず、これまでの通知（資料1～4）等に則り、**引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続**するとともに、下記の点について適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 基本的な感染予防の徹底

- ・ 変異株の若年層への感染力が従来株と比べると強い可能性があることから、登校する場合等においては、健康観察及び体調の把握を徹底すること。併せて、発熱等の風邪症状がある場合等には登校しないことを一層徹底すること。

2 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策の徹底

- ・ こまめに水分補給をするとともに、水分補給時には密集・密接の場面を避けるなど感染予防を徹底すること。
- ・ 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスク着用の必要はないが、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じること。（マスクの着脱に関しては、児童生徒が自分で判断することが難しい状況も考慮し、積極的に指示をすること。）
- ・ 「熱中症警戒アラート」「暑さ指数（WBGT）」等を参考に、日頃から実施している熱中症対策を普段以上に徹底すること。

3 児童生徒の心のケア

- ・ 児童生徒の心のケア、感染者等に対する偏見や差別、いじめ、SNS上の書き込み、自殺予防の取組等については、これまでの通知（資料5～7）を参考に対応すること。

4 家庭における感染防止対策について（夏季休業期間中を含む）

夏季休業に入るにあたり、次の点を参考に、学校だよりや学校のホームページに掲載するなど、改めて保護者等に協力を依頼すること。

- ・ 規則正しい生活習慣を徹底すること。（体調不良の際は外出しない、させない等）
- ・ 基本的な感染防止対策を徹底すること。（手洗い、適切な換気、マスクの着用等）
- ・ 不要不急の外出を避けるとともに、やむを得ず外出をした場合には、速やかに帰宅すること。
- ・ 児童生徒同士の会食等は自粛すること。

5 部活動

地域における感染状況等を踏まえて各市町村教育委員会が実施の可否を判断すること。実施に当たっては、感染防止対策を徹底すること。

- ・ 感染防止の徹底について

ア 初発対応の強化による拡大防止を徹底すること。

イ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。

ウ 部室の使用は、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合とし、その際は、換気を十分に行うこと。

エ 専門家による県立学校訪問の結果やアドバイスを各学校の感染防止対策の強化に活用すること。

保健体育課ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>

- ・ 泊を伴う活動について

校外、校内共に行わない。（夏季休業期間終了まで）

ただし、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、適切に対応すること。

- ・ 練習試合等の校外活動について

校外での活動は可能となるが、県境をまたいでの活動や複数の学校が集まる活動の実施については、感染拡大防止の観点から踏まえ、適切に対応すること。

6 教職員の感染防止対策について

- ・ 検温・健康観察を徹底すること。併せて、発熱等の風邪症状が見られる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇（交通遮断休暇）の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図ること。
- ・ 出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させること。
- ・ 教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整えること。
- ・ 不要不急の外出や大人数での会食などについては自粛すること。

7 添付資料

- ・ 資料1 令和3年4月19日付け教義指第111号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（通知）」
- ・ 資料2 令和3年5月10日付け教義指第182号「まん延防止等重点措置の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

- ・資料3 令和3年5月31日付け事務連絡「まん延防止等重点措置の期間再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」
- ・資料4 令和3年6月18日付け教義指第398号「まん延防止等重点措置期間における市町村立学校の対応について（通知）」
- ・資料5 令和3年4月19日付け教生指第66-1号「まん延防止等重点措置適用に関する児童生徒への適切な指導について（通知）」
- ・資料6 令和3年7月1日付け教生指第255号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ・資料7 令和3年7月1日付け教生指第258号「令和3年度『SNSを活用した教育相談体制整備事業』に係る相談窓口について」
- ・資料8 7月12日以降の県立学校の対応

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-6742

教職員の服務に関すること

担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当
電 話 048-830-6937

体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963

I C Tの活用に関すること

担 当 県立学校部I C T教育推進課 I C T教育指導担当
電 話 048-830-7557

児童生徒の心のケアに関すること

担 当 県立学校部生徒指導課 総務・登校支援・中退防止担当
電 話 048-830-6745